

助けあい 生きる安心 社会保険

社会保険 しまね

令和3年 7月号 No.834

Index

P2：日本年金機構からのお知らせ

P3：協会けんぽ島根支部からのお知らせ

P4：島根県社会保険協会からのお知らせ

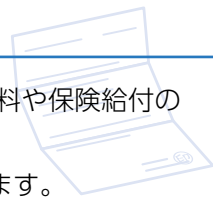
～島根県の名所空撮～
隠岐の島町 那久岬

隠岐島海路の要、なぐみさき。
神功天皇が立ち寄られたという伝説が残り、目前に島前諸島が広がる夕日の眺望は隠岐島の中でも一番。展望台には、明治43年に設置された救済灯(旧灯台)が残されています。

算定基礎届の届出はお済みですか

毎年7月に、その年の7月1日現在の全ての被保険者および70歳以上被用者について、保険料や保険給付の額の基礎となる標準報酬月額の設定のため、算定基礎届をご提出いただいております。

まだの場合は、日本年金機構ホームページで記入方法等をご覧ください、ご提出をお願いいたします。



【説明動画およびガイドブックの掲載箇所】

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/santei.html>

被扶養者認定の取扱いについて（夫婦共同扶養の場合）

夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定は、昭和60年6月の通知に基づき対応しているところですが、この度、被扶養者認定の基準の改正が行われました。…… ※令和3年8月1日受付日分からの適用となります。

《主な変更内容》

1. 被保険者の年間収入の算出基準

夫婦とも被用者保険の被保険者の場合は、被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、被保険者の年間収入（過去の収入、現時点の収入又は将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだものとする。以下同じ。）が多い方の被扶養者とします。

また、夫婦の一方が国民健康保険の被保険者の場合は、被用者保険の被保険者は年間収入を、国民健康保険の被保険者については直近の年間所得で見込んだ年間収入を比較し、いずれが多い方を主として生計を維持する者とします。

2. 特例的な取扱い

主として生計を維持する者が法令に定める育児休業等を取得した場合、当該休業期間中は、被扶養者の地位安定の観点から特例的に被扶養者を異動しないこととします。



令和3年度「わたしと年金」エッセイ募集

公的年金の大切さ、応募者ご自身やご家族との公的年金制度のかかわり、公的年金についてのあなたの考えなど、公的年金制度をテーマにしたエッセイを募集します。【応募締切：令和3年9月10日（金）】

詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

検索



社会保険手続きは電子申請で"カンタンに"!

《電子申請のご利用方法》

1 STEP

GビズID*1の
アカウント取得

2 STEP

申請データの
作成

3 STEP

届書作成プログラム*2
から申請

「GビズID」の詳細内容、手続きは、GビズIDホームページをご覧ください。

検索

※1 GビズIDとは1つのアカウントで複数の行政サービスにアクセスできる認証システムです。

※2 届書作成プログラムとは届書を簡易に作成・申請できるプログラムで日本年金機構ホームページから無料でダウンロードできます。

初めて電子申請を利用される方は
電子申請ご利用案内動画
をご覧ください。

日本年金機構ホームページに、初めて電子申請をする方向けの「電子申請ご利用案内動画」を掲載しております。

提出にあたりご不明な点は
電子申請相談チャット
をご利用ください。

日本年金機構ホームページに、電子申請に関するよくあるお問合わせに自動でお答えする電子申請相談チャットを開設しています。24時間いつでも対応しています。



お電話での電子申請のご利用に関するお問合わせ先はこちらです。

【ねんきん加入者ダイヤル（日本年金機構電子申請・電子媒体申請照会窓口）】

0570-007-123 《ナビダイヤル》 ▶ **2番** をお選びください

050から始まる電話でおかけになる場合は、03-6837-2913 ▶ **2番** をお選びください

受付時間

月～金曜日：午前8時30分～午後7時
第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

お問い合わせ先

■ 松江年金事務所 TEL.0852-23-9540 ■ 出雲年金事務所 TEL.0853-24-0045 ■ 浜田年金事務所 TEL.0855-22-0670

事業所様の元気は、従業員の皆さまの健康あってこそ！

生活習慣病予防健診のご案内

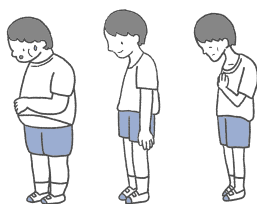


皆さまはもう令和3年度の健診のご予約はお済みでしょうか？
協会けんぽでは、35～74歳の被保険者（ご本人）様を対象に「生活習慣病予防健診」を実施しています。健診は、生活習慣病の予防や早期発見には欠かせません。疾病の早期発見は、重症化予防や生活習慣の改善が可能となり、将来の医療費の節約にもつながります。

「生活習慣病予防健診」をおすすめする2つのポイント

<p>① 健診項目</p>	<p>充実の健診内容 定期健診で定められている項目＋ がん検診（胃がん・大腸がん等）</p>	<p>健診費用の補助あり 通常約 19,000 円の健診が協会けんぽの補助で約 60% オフの 7,169 円（最大）で受けられます。</p> <p>お得！</p>
<p>② 申込方法</p>	<p>予約 受診したい健診機関に直接ご予約ください。</p> <p>健診機関の一覧はこちら</p> 	<p>受診 予約日に予約した健診機関で受診するだけ！ （当日保険証をお忘れなく！）</p> <p>簡単！</p> 

健診を受けて終わりじゃない！健診後が一番大切！



特定保健指導を受けましょう

メタボリックシンドロームのリスク数に応じて、生活習慣の改善が必要な 40 歳以上の方に、保健師・管理栄養士が個別でフォローいたします。対象者がいる事業所には案内をお送りしています。**無料**ですので、お気軽にご利用ください。

～ Web 面談も行っています～

「外出や出張が多くなかなか時間がとれない」、「新型コロナウイルス感染症が心配」等のお声にお応えできるように、Zoom を活用した Web 面談を行っています。対面と Web 面談とご希望の方法を選んでいただけます。



要再検査・要治療項目を放置させない

健診結果で「要精密検査」や「要治療」に該当したのに、再受診せず放置している方はいませんか？ 血圧や血糖値の数値が高いまま放置していると、糖尿病や脳梗塞などの病気を発症し、場合によっては長期間、会社を休むことになりかねません。協会けんぽでも文書による受診勧奨を行っておりますが、事業所のご担当者様からも受診のお声かけをお願いします。



お知らせ 令和2年度の事業結果並びに決算が承認されました

令和3年度定時評議員会において、令和2年度事業結果並びに収支決算が承認されました。

- 流動資産合計 14,660,491円
- 流動負債合計 617,103円
- 正味財産合計 64,134,888円
- 固定資産合計 52,498,028円 (貸借対照表数値を掲載しています。)
- 固定負債合計 2,406,528円

令和2年度の事業は、「社会保険しまね」及び「社会保険の事務手続」の発行、通年のプール・ジム利用助成、夏期・冬期助成事業は、計画通り実施することが出来ました。しかし、各種実務講座については、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、密を避けるため受講会場の増設等を行いました。募集人員の制限や募集を中止した講座もあったことから、受講者数は104人と、前年度比80%減でした。

事業結果及び決算の詳細は、当協会ホームページ(アドレスは、このページの下をご参照ください)に掲載していますのでご覧ください。なお、郵送希望の会員事業所様は、電話等によりご連絡ください。

お知らせ 社会保険ソフトボール大会について

浜田会場 去る6月13日(日)石見海浜公園において、第10回浜田・江津・邑智地区大会が開催されました。新型コロナウイルス感染症の影響から2年ぶりの開催となった今大会の試合結果は次のとおりです。

- 優勝:**(有)島根環境保全センター
- 最優秀選手:**大屋孝文(島根環境保全センター)
- 準優勝:**(株)しちだ・教育研究所
- 優秀選手:**七田航大(しちだ・教育研究所)

益田会場 第29回益田・鹿足地区大会は7月25日(日)開催の予定です。ホームページに掲載する参加申込書等により申し込んでください。

注) 新型コロナウイルス感染症の影響により中止する場合もございます。

お知らせ 「海の家・山の家共通利用券」について

令和3年度の「海の家・山の家共通利用券」を、同封してお届けしました。ご利用開始は令和3年7月17日からです。

今年度は、一部施設の利用期間を9月末まで延長いたしました。

「海の家・山の家」ご利用の際には、事業所で証明を受けた「海の家・山の家共通利用券」を各施設へ提出していただきますようお願いいたします。



お知らせ 会員限定Webセミナー《二次募集》のご案内

現在動画配信中のWebセミナー「社員の採用と社会保険の手続」の二次募集を行ないます。

● 募集期間: 7月14日から7月31日まで

● 動画配信: 8月1日から9月14日まで

当協会ホームページから申しいただいた方へ動画閲覧用パスワード等をお送りします。詳細は、ホームページ「事業案内 → 講習会・セミナー」でご確認願います。

募集 令和3年度「社会保険実務 初任者 講座」のお知らせ

社会保険事務経験が1年未満の担当者の方を対象に、実務講座を開設いたします。いずれの会場も、採用・退職時に必要な各種届出、社会保険料の計算と納付方法、年金給付及び健康保険の給付等について、3回に分けて解説いたします。

会場	開催日	定員	申込締切
松江	1日目 8月4日(水)	25名	7月31日(土)
	2日目 8月11日(水)		
	3日目 8月18日(木)		
益田	1日目 9月2日(木)	20名	7月31日(土)
	2日目 9月9日(木)		
	3日目 9月16日(木)		

講師 社会保険労務士

時間 いずれの日も13時15分~16時30分まで ※原則3日間受講願います。

費用 会員事業所様を対象とした講座で、無料です。(交通費等の経費は受講者負担)

申込 次の①または②により申し込んでください。
①ホームページから直接申し込んで(入力して)ください。
②ホームページに掲載する受講申込書により、FAXで申し込んでください。

※ 定員に到達次第締め切りますので、お早めに申込願います。
注) 新型コロナウイルス感染症の影響により中止する場合もございます。

おことわり 令和3年度の『社会保険実務基礎講座』開設は中止いたします

8月からの開設を予定していた『社会保険実務基礎講座』は、5か月間10回に亘る連続した講座であり、新型コロナウイルス感染症の影響による中断が懸念されることから、今年度の開設は中止いたします。大変申し訳ございませんが、ご了承いただきますようお願いいたします。

社会保険に関する各種書類のダウンロードや、最新の情報はこちらから!

- 日本年金機構 <https://www.nenkin.go.jp/>
- 全国健康保険協会島根支部 <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/shimane/>
- 島根県社会保険協会 <https://www.shimane-shahokyo.or.jp>

社会保険しまね

発行者 | (一財) 島根県社会保険協会
文書提供 | 松江・出雲・浜田年金事務所
全国健康保険協会島根支部

2021.7.15 発行
通巻 834 号

※次回の発行については令和3年9月を予定しております。